〇〇自主防災組織防災マニュアル

１　目的

この計画は、○○自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、　　もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

２　計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

⑴　自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。

⑵　防災知識の普及に関すること。

⑶　災害危険の把握に関すること。

⑷　防災訓練に関すること。

⑸　情報の収集伝達に関すること。

⑹　避難に関すること。

⑺　出火防止、初期消火に関すること。

⑻　救出・救護に関すること。

⑼　給食・給水に関すること。

⑽　災害時避難行動要支援者対策に関すること。

⑾　他組織との連携に関すること。

⑿　防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

３　自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。（※ 班編成に関しては、消防庁「自主防災組織の手引」P.18 または P.159 参照）

４　防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

⑴　普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

①　防災組織及び防災計画に関すること。

②　地震、風水害等についての知識に関すること。

③　家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。

④　家庭における食糧等の備蓄に関すること。

⑤　その他防災に関すること。

⑵　普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

①　広報誌、ＳＮＳ、パンフレット、ポスター等の配布

②　座談会、講演会、映画会等の開催

③　パネル等の展示

⑶　実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

５　地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

⑴　把握事項

把握事項は次のとおりとする。

①　危険地域、区域等

②　地域の防災施設、設備

③　地域の災害履歴、災害に関する伝承

④　大規模災害時の消防活動

⑵　把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

①　市地域防災計画

②　座談会、講演会、研修会等の開催

③　災害記録の編纂

６　防災訓練

地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

⑴　訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

⑵　個別訓練の種類

①　情報収集・伝達訓練

②　消火訓練

③　救出・救護訓練

④　避難訓練

⑤　給食・給水訓練

⑶　総合訓練

総合訓練は、２以上の個別訓練について行うものとする。

⑷　体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

⑸　図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

⑹　訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

⑺　訓練の時期及び回数

①　訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。

②　訓練は、総合訓練にあっては年１回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

⑻　訓練は、前項に示す特定日を設けて行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施することができる。

７　情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

⑴　情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

⑵　情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

８　出火防止及び初期消火

⑴　出火防止

地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月１日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備に努める。

①　火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

②　可燃性危険物品等の保管状況

③　消火器等消火資機材の整備状況

④　その他建物等の危険箇所の状況

⑵　初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備に努める。

①　可搬式（小型）動力ポンプの防火水そう付近への配備

②　消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

９ 救出・救護

⑴　救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

⑵　医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

①　○○クリニック（所在地：　　　　　　　　　　　　）

②　○○内科（所在地：　　　　　　　　　　　　　　　）

③　〇〇病院（所在地：　　　　　　　　　　　　　　　）

⑶　防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

１０　避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生　じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

⑴　避難誘導の指示

北名古屋市から避難指示が発令されたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたときは、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

⑵　避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市防災計画に定められた避難場所に誘導する。

⑶　避難経路及び避難場所

①　○通り、ただし○通りが通行不能の場合は△通り

②　○○公園、〇〇児童遊園または○○学校

⑷　避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、市の要請により協力するものとする。

１１　給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

⑴　給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

⑵　給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道等により確保した飲料水により給水活動を行う。

１２　災害時要援護者対策

⑴　災害時避難行動要支援者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時避難行動要支援者台帳・マップ等を作成し、行政、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等関係人と連絡を取り合って定期的に必要な更新に努める。

⑵　災害時避難行動要支援者の避難誘導、救護方法等の検討

災害時避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

１３　他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

１４　防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

⑴　配備計画（※ 配備計画例－消防庁「自主防災組織の手引」P50 表参照）

　①　備蓄資機材【別紙　】

　②　備蓄場所　○○集会所敷地内

⑵　定期点検

毎年〇月第１日曜日を全資機材の点検日とする。

１５　その他

　　この計画は、必要に応じ、随時見直しを行うものとする。